

社会福祉法人緑和会権利擁護・虐待等防止委員会設置規程

（目的）

第1条 社会福祉法人緑和会権利擁護・虐待等防止委員会（以下、「委員会」という）は、障害者虐待防止法（平成23年6月24日法律第9号）の趣旨に則り、緑和会の利用者の生活と自立を妨げることのないよう、その権利擁護と虐待防止を図ることを目的として設置する。

（委員の責務）

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- （1）虐待防止のための計画づくり
- （2）虐待防止のチェックとモニタリング
- （3）虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討
- （4）身体拘束等の適正化について
- （5）その他、利用者の虐待防止、人権擁護に資すること

（委員会の構成）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する

- 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。
- 3 委員長に事故ある時は又は委員長が欠けた時には委員長が指名した者がその会務を務める
- 4 委員の選任については、各施設の施設長（虐待防止責任者）、サービス管理責任者等（虐待防止マネージャー）、リスクマネージャー、看護師、法人事務局、その他必要とされる者中で必要に応じて委員長が指名したものとする。
- 5 委員会は、協議のため必要がある時は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員会の開催）

第4条 委員会は、年に1回以上、または虐待等（不適切な対応事例）の発生の度、また、必要に応じて開催する。

（事務局）

第5条 委員会の事務局は、事務局長が担当する。

付則 この規程は令和4年4月1日より施行する

委員名簿（令和４年４月１日～）

	所属	役職名	備考
委員長	法人	業務執行理事	虐待防止責任者（法人統括）
委員	〃	事務局長	委員会事務局
〃	栄野比の里	施設長	栄野比の里・／虐待防止責任者
〃	〃	サービス管理責任者	〃　／虐待防止マネージャー
〃	〃	支援課長	〃　委員
〃	〃	主任	〃　／リスクマネージャー
	〃	栄養士	〃
〃	緑の里	施設長	緑の里／虐待防止責任者
〃	〃	支援課長・サービス管理責任者	〃　／虐待防止マネージャー
〃	〃	主任	〃　／リスクマネージャー
〃	〃	看護師リーダー	
〃	栄野比学園	施設長	栄野比学園（／虐待防止責任者
〃	〃	所長・サービス管理責任者	〃　／虐待防止マネージャー
〃	〃	主任	〃　／リスクマネージャー
〃	〃	居宅支援事業所管理者	
〃	〃	総務・企画担当	委員会事務局
第三者委員		苦情解決第三者委員	
〃		〃	

※ 虐待内容及び通報状況によっては委員の変更することがある

※ 第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入

